

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年三月三十一日奈良県指令建第一〇八一―一二一―号

令和四年六月七日奈良県指令建第一〇八一―一二一―号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年七月四日建第九九八三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年七月四日建第五七五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市常盤町五四七番一、五四八番一、五四九番一及び五五〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区野田二丁目四番一号

日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢純造

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 橿原市常盤町五四九番一及び五五〇番一の各一部